

注 記

1. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。

但し、道路、河川等の敷地で取得価額が不明のものは備忘価額1円としております。

開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは、会計年度末の市場価格を貸借対照表価額としています。

出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないもので、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が30%以上低下した場合には、相当の減額をしています。

③有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 10年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～20年

無形固定資産

定額法を採用しています。

リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

④引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率で計上しています。

賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法の退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法の損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定方法に従っています。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

法適用公営企業会計（病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）及び連結対象団体のうち(株)四日市市生活環境公社、(株)ディア四日市、四日市あすなろう鉄道(株)を除いて税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

①保証債務及び損失補償債務負担の状況

四日市市土地開発公社 658,260千円（一般会計）

②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

名称	金額	事件番号	概要 (平成30年 3月31日時点)
四日市インスリン 国家賠償請求事件	3,300千円	平成30年(ネ)第 336号、同第506号	控訴審係争中
損害賠償請求事件	396,017千円	平成28年(ワ) 第391号	第一審係争中
文書不開示決定処分 取消等請求事件	400千円	平成29年(行ヌ) 第7号	控訴審係争中
損害賠償請求事件 (家庭児童相談室)	3,000千円 +遅延損害金	平成29年(ワ) 第147号	第一審係争中

5. その他追加情報

①対象とする会計

- ・一般会計等 一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・全体会計 競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、食肉センター食肉事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計、水道事業会計、病院事業特別会計、下水道事業会計
- ・連結会計 四日市港管理組合、朝明広域衛生組合、三泗鈴亀農業共済事務組合、三重県市町総合事務組合、三重地方税回収機構、三重県後期高齢者医療広域連合、四日市市土地開発公社、(公財)三重北勢地域地場産業振興センター、(公財)四日市市文化まちづくり財団、四日市あすなろう鉄道(株)、(株)四日市市生活環境公社、(株)三重県四日市畜産公社、(株)ディア四日市、(社福)四日市市社会福祉協議会

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当ありません。

③出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数を会計年度末の計数としています。

④表示単位

表示単位（億円又は百万円）未満の金額は四捨五入をしているため合計金額に差異が生じている場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	7.8%
将来負担比率	34.4%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	
一般会計	1,655,810 千円

水道事業会計 121,000 千円
下水道事業会計 4,198,574 千円

⑧売却可能資産に係る資産科目別の金額（一般会計）

土地 7,809,630 千円
建物 2,324,076 千円
工作物 157,215 千円
立木竹 3,035 千円
物品 196,147 千円

⑨地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

90,511,077 千円（普通会計）

⑩将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ．一般会計等に係る地方債の現在高 61,967,980 千円
ロ．債務負担行為に基づく支出予定額 1,790,986 千円
ハ．一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等から繰入見込額 70,529,439 千円
ニ．組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 8,469,712 千円
ホ．退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 13,913,673 千円
ヘ．設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 10,709,697 千円
ト．連結実質赤字額 —
チ．組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 —

⑪貸借対照表に計上されたリース債務金額

1,202,253 千円

⑫一時借入金の限度額及び利子額

一時借入金の限度額	一般会計	23,000 百万円
	競輪事業特別会計	7,000 百万円
	国民健康保険特別会計	1,500 百万円
	食肉センター食肉事業特別会計	230 百万円
	農業集落排水事業特別会計	100 百万円
	介護保険特別会計	1,300 百万円
	後期高齢者医療事業特別会計	1,000 百万円
	水道事業会計	1,000 百万円
	病院事業特別会計	1,000 百万円
	下水道事業会計	7,500 百万円

一時借入金に係る利子額 該当ありません。